

平成24年度事業報告

I はじめに

当機構は、平成3年12月の設立以来、一貫して開発途上国の経済発展、国際相互理解の促進及びわが国の社会と産業の健全な発展に寄与するため、受入企業をはじめ関係者の皆様の絶大なご支援をいただきながら、技能実習生派遣国（以下「派遣国」という。）であるベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）及びタイ王国（以下「タイ」という。）の3か国から延べ37,000名を超える技能実習生（以下「実習生」という。）を受け入れてきた。各派遣国では、当機構の外国人技能実習生受入事業を高く評価し、ベトナム労働・傷病兵・社会大臣、インドネシア労働移住大臣及びタイ労働大臣と当該国における人材育成について意見を交わした際においても、日本の高度な技術・技能や厳格な職場規律など日本の優れた労働慣行を習得できる当機構が実施する外国人技能実習生受入事業は大変有意義な事業であり、本事業を当該国の人材育成に関する政策主軸として位置づけ、全面的に支援・協力していくので、事業の一層の拡大を高く望むとの要請があったところである。

特に、平成5年5月から受入実習生数32,000名の実績を有するインドネシアについては、平成25年3月18日、インドネシア協同組合・中小企業省主催の「全国起業促進大会（於：ジャカルタ）」において、同国スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領から、直接、当機構のこれまでの業績に感謝の意を表されるとともに、今後もインドネシアのために技能実習生派遣・受入事業を一層拡大し発展させて欲しいとの要請を受け、インドネシア技能実習生受入事業を通じて同国の若者の起業促進に高く寄与したことが認められ、大統領の面前において、同国シャリフ・ハサン協同組合・中小企業大臣から当機構会長が表彰を受けるという栄誉に浴したところである。

II 事業の概要

本年度は、主要な事業である外国人技能実習生受入事業について、近時、主として団体監理型の実習生受入れにおいて不正行為が多発していることに強い批判があることを受け、業界を牽引する当機構としては、当機構のみならず、業界全体の適正化を図る公

益のため、あらゆる機会を捉えて、不正行為事案の根絶等技能実習制度の適正かつ円滑な運営を図ることに全力を傾注した。今後も当機構の基本理念である「人づくりを通じ、わが国の社会と産業の健全な発展に寄与します」、「人づくりを通じ、開発途上国の経済発展に寄与します」の下、「開発途上国からの外国人技能実習生受入事業及びこれに関する無料職業紹介事業」、「開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業」及び「開発途上国との青少年親善交流事業」等の事業の一層の拡大推進を頑張る所存であり、従前と変わらぬご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げる次第である。

以下実施した事業内容について報告する。

1 開発途上国からの技能実習生受入事業及びこれに関する無料職業紹介事業の実施

(1) 派遣国政府との協議

派遣国政府等と一体になって実施している技能実習生受入事業をより効率的かつ効果的に実施し、一層発展させるため、派遣国政府との間で協議を行った。

(2) 業界全体における適正化に向けた取組み

わが国においては、平成22年7月、外国人技能実習制度の適正な実施と技能実習生の保護の強化等を目的とした改正入管法が施行されたが、一部の監理団体が技能実習制度の本旨を十分に理解せず、施行後においても、実習生に対する労働関係法令違反などの事案が依然として多く発生しており、平成24年11月には、入管法の一部改正がなされ、不正行為の報告の実質義務化を図る措置が講じられたところである。業界のリーダーである当機構としては、技能実習生受入事業を行うすべての団体が適正化に向けて協力することが必要であることから、当機構が中核を務める「外国人技能実習生受入れ団体中央連絡協議会」（22団体加盟）において、平成24年7月、各都道府県の外国人技能実習生受入団体連絡協議会に参加を呼びかけ、「中央・各都道府県連絡協議会合同会議」を開催し、制度的確かつ適正な実施に向けて協力することを申し合わせたところである。

(3) 実習生受入事業の実施

ア 実習生受入活動

実習生再受入れの確実な確保と新規受入企業の獲得を重点課題として業務推進活動を行った結果、受入数1,423名（ベトナム159名、インドネシア1,014名、タイ250名）であった。また、日本ILO協会の国際人材育成事業を引き継いで行っている事業の対象者（フィリピン）の受入れは、146名であった。

イ 実習生の質の向上

実習生が制度の趣旨に沿った技能実習を全うするためには、日本への適応、日本語能力の向上が不可欠である。このため実習生に対し、受入企業への配属前に以下の教育を行った。

（ア） 日本への適応

- a 受入企業における技能実習が円滑に行えるよう、日本の風俗、習慣、職場規律（社会的常識）等を理解させるための教育の徹底を図った。
- b 実習生が適法に在留するための知識や労働者として受ける法的保護に関する知識について教育を行った。

（イ） 日本語能力の向上

- a 当機構オリジナルの3年日誌を配付し、実習期間中、継続して記述するよう指導を行った。
- b 入国時は日本語能力試験のレベルN4、入国1年後は同N3、帰国時は同N2以上の合格を目標に事前講習、集合講習及び受入企業における日本語教育の強化を図った。
- c 日本語能力試験の受験を奨励し、各支局での日本語講座の開設、受験案内（願書）及びN3以上合格者に対する表彰等を行った。日本語能力試験では第1回（7月実施）に1,717名が受験し、419名（N2：7名、N3：119名、N4：273名、N5：20名）が合格、第2回（12月実施）に1,282名が受験し、237名（N2：14名、N3：65名、N4：149名、N5：9名）が合格した。

ウ 実習生のモチベーションの維持及び向上

実習生が技能実習の全期間を通じ、初心を忘れず、モチベーションを維持、向上させることが必要である。そのため、次のことを重点的に指導した。

- (ア) 日本語能力の向上が帰国後の就職活動に極めて有利になること。
- (イ) 技能実習期間中に学んだ技術、日本的な経営手法、生産管理及びコスト意識等は、帰国後の起業に際しての必須要件になること。
- (ウ) 帰国実習生（以下「帰国生」という。）の成功事例集を配付し、その内容を十分に理解させることにより、自分の意志と努力次第で起業もしくは好条件の就職先を掴み取ることが可能になること。

エ 実習生受入手続きの支援

本年度は実習生の受入れを12回実施したが、入国予定日に確実に入国できるよう在留資格認定証明書の交付申請等必要な手続きを行い、実習生の円滑な母国からの出国、日本への入国、集合施設への入寮及び集合講習後の企業配属等を確実に実施した。

オ 適正な技能実習環境の整備、向上

平成22年7月1日より施行された改正入管法では技能実習制度の運用がより厳格化され、平成24年11月には、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（以下「新指針」という。）等の所要の改正がなされ、なお一層の適正化が求められた。これを受け、受入企業のより適正な技能実習環境の整備を目的に以下の諸対策を実施した。

(ア) 「受入企業に対する監査及び訪問指導」の実施

技能実習に係る法務省関係省令及び指針において、受入企業における技能実習の実施状況を3月につき少なくとも1回の監査を行うほか、実習実施機関において法違反が認められた場合は直ちに特別監査を実施するとともに、「技能実習1号」の活動期間中のみならず「技能実習2号」の活動期間中も月1回以上実習実施機関に赴き、実習状況の確認を行い適正化に努めた。これら監査及び訪問指導の確実な実施により、受入企業に対し適正な技能実

習の実施と労働関係法令の順守について、周知徹底と適正な実習環境の維持改善に努めた。

(イ) 「不正行為事実の報告」の周知

「新指針」において「不正行為事実の報告」が新たに追加され、受入企業からの報告が実質義務化されたことに伴い、受入企業に対しパンフレット等により周知徹底を図った。

(ウ) 「受入企業総点検月間」の実施

平成24年度も実習実施機関のより適正化を維持確保するため、5月を「受入企業総点検月間」とし、法務省指針の不正行為に係る事項及び労働関係法令の順守についての実態を把握するため総点検を実施し、その結果、改善が必要とされる企業に対しては速やかな是正を要請した。

(エ) 防災用品の貸与

大規模地震等の災害に備えるため、防災用品を購入し、全実習生に対し貸与した。

(オ) 「受入企業懇談会」の開催

法務省指針の趣旨及び労働関係法令の順守について周知徹底を図り、受入企業における実習生に対する適切な接遇が得られること及び受入れに関する諸問題を討議すること、並びに当機構の事業運営の現況を説明するとともに、受入企業幹部から技能実習制度に関する各種意見をいただき、当機構の事業運営に反映させることを目的として「受入企業懇談会」を「アイムジャパンセミナー」として平成24年11月に支局ごとに開催した。(7会場)

本年度は技能実習制度に関する関係法令の改正(労働保護法、入管法)の最新情報を当機構の専門知識をもつ役職員が解説し、広く技能実習制度を周知した。

(カ) 「実習・生活指導員懇談会」の開催

受入企業の実習生に対する指導実務に携わる技能実習指導員及び生活指導員を対象に、「実習・生活指導員懇談会」を各支局・東北事務所(8会場)

で実施し、技能実習における問題の発生防止及び解決方法等について、情報及び意見を交換し、今後の実習指導及び生活指導の向上に役立つものとした。

(キ) 実習生の在留に係る手続きの支援

実習生が技能実習を継続するのに必要な在留許可を得る手続等、次の事項を実施した。

- a 実習生の入国・在留の支援
- b 実習生の技能検定等の受験支援
- c 在日各派遣国大使館への在留届・旅券延長手続等にかかる支援

カ 実習生に係る相談、指導の迅速な対応

実習生が抱えている悩みや疑問等に対応するため、以下の活動を実施した。

(ア) 実習生のための電話相談等

- a アテンド担当職員の携帯電話番号を実習生に通知し、24時間対応で実習生の相談等に対し適切かつ迅速に対応を行った。集合講習期間中に事前指導の時間を設け、アテンド担当職員との面接を行った。
- b 本部に設置しているフリーダイヤル（24時間対応）により、ベトナム語、インドネシア語、タイ語及び英語を話せる職員が実習生の相談に応じる体制を整えた。
- c アイン・エム（兄弟）制度（ベトナム）、イブクー（私の母）制度（インドネシア）及びピーチャイ・ピーサオ（姉妹）制度（タイ）等により、それぞれの国の出身者をカウンセラーとして委嘱し、在宅で実習生からの電話相談に母国語で応じ、適切な助言・指導を行った。

(イ) 指導文書による生活指導

5月の連休、お盆休み、年末年始の休暇の前に、季節の注意事項とともに失踪防止、交通安全と事故防止、日常生活の支障となる事柄を防止するための指導文書を作成し、アテンド担当職員より実習生及び受入企業に配付した。

(ウ) 意欲向上のための表彰

受入企業及び当機構の推薦に基づいて帰国予定の優秀な技能実習修了生 398名に対し駐日インドネシア大使及び在大阪同国総領事から賞詞が授与された。

(エ) 駐日派遣国大使館等による指導

派遣国政府と一体となって事業を推進するという基本方針に基づき、駐日派遣国大使館等の協力の下、大使館員による受入企業及び実習生の宿舍訪問、「実習生休日の集い」及び集合講習等を通じて、失踪防止をも含めた生活指導の強化・徹底を図った。

キ 失踪防止対策

実習生の失踪は、技能実習制度の根幹を揺るがすとともに社会と産業の健全な発展を妨げる重大な問題である。近年の発生状況はリーマンショックによる景気後退に伴い激減したものの、前年夏過ぎから増加に転じたため、本年における失踪防止対策は極めて重要な課題であると位置づけた。そこで集合講習時における実習生に対する指導強化と並行して、駐日派遣国大使館との連携を密にして、失踪の根絶に向けた総合的防止対策を推進した結果、僅かではあるが、前年度比減少に転じた。

ク 安全衛生対策

(ア) 労働災害防止対策

事故や労働災害の発生を未然に防止するための安全衛生対策を確実に実施するよう受入企業に対して要請するとともに、実習生に対しては、法令の周知と安全な作業方法を確実に履行するよう指導を行った。特に、法定資格を必要とするフォークリフト運転、クレーン運転、玉掛け作業等の就業制限業務に実習生が無資格で作業に就くことのないよう指導の徹底を図った。

具体的には、新規に入国する実習生及び在留生を対象に、企業引継前または引継後に必要に応じて技能講習資格を習得させるための受講支援を実施するなど、以下の対策を推進した。

- a 企業引継前に技能講習の資格を取得するための受講支援（フォークリフト・玉掛け、床上操作式クレーンの3種目延379名受講）
- b 実習生が技能講習を受講する際の外国語訳補助テキスト配付による受講支援
- c 法定の特別教育に対する学科教育の実施
- d 安全衛生意識の高揚を図るための「安全衛生大会」における安全講話・KYTの実施
- e 安全衛生ステッカー（3か国語11種類21,450枚）・手ぬぐい（3か国語11,650本）の作製、配付
- f 受入企業自主点検票による点検の実施（829事業所）
- g 事故調査・指導の実施

(イ) 健康診断の実施等

すべての実習生に対し、入国後早期に健康診断（雇入れ時健康診断に準ずる項目）及び検便による腸内細菌検査を実施するとともに、集合講習中の日々の健康状態を観察し、体調不良を訴える実習生に対して適切な処置を行い、健康上問題がある実習生の企業配属を未然に防止した。

(ウ) 「安全衛生ポスターコンクール」の実施

災害や事故を防ぎ、日々健やかに実習できるよう仲間たちに訴える標語及びスローガンを入れた第8回「安全衛生ポスターコンクール」を実施した。応募総数63名、68作品から最優秀賞1名、優秀賞2名、優良賞3名、佳作4名を選出し、表彰状及び副賞を授与した。

ケ 実習生福利厚生事業

(ア) 「作文コンクール」の実施

実習生の日本語能力の向上を図ることを目的に、第14回「アイム・ジャパン作文コンクール」を実施した。

応募総数44社、193作品から最優秀賞1名、優秀賞2名、優良賞3名、佳作4名、特別奨励賞2名を選出し、表彰状及び副賞を授与した。

(イ) 実習生向け情報誌「みんなのひろば」の発行

実習生の日本語能力向上を図り、もって技能実習効果の改善及び地域社会との交流を深めること等を目的に、実習生向けの情報誌「みんなのひろば」67号から72号を発行し、技能実習生の日本語能力向上を図るとともに、日本における生活習慣等について注意喚起し、円滑な技能実習を促した。

コ 実習生の適正かつ厳正な選抜に対する支援

派遣国政府が実施する実習生の選抜について、実習生募集地域の選定及び募集担当者と連携強化等により、適正かつ厳正に実施されるよう積極的に支援した。

サ 集合講習等の効果的実施

(ア) 事前講習（入国前の講習）

- a 派遣国政府が実施する事前講習について、積極的に協力した。また、技能実習の効果を上げるためには、高い日本語能力を身につけることが重要であることから、引き続き日本語能力の一層の向上を図ることとし、実習生相互によるロールプレイ（役割演技）訓練を実施した。また、日本語能力の不足及び技能実習意欲の欠如等については厳しく審査を行い、適性を欠くものについては、入国前に不合格とするよう派遣国政府に要請した。
- b 事前講習については受入企業への配属時に日本語能力 N4 合格レベルに向けての指導を行うとともに、日本において優れた実習生と認められる人材の育成に努めた。
- c 事前講習期間中は厳格な規律訓練を行い、頑健かつ規律正しい実習生の育成に努めた。
- d 自分の将来について具体的な計画を立て、達成する方策を自ら模索することを課題とした演習を取り入れ、しっかりと目的意識を持ち、日本での技能実習に取り組むことのできる実習生の育成に努めた。

(イ) 集合講習（入国直後の講習）

入国直後の実習生を対象に、AIM・ジャパントレーニングセンター南

柏（千葉県流山市）等を利用し、会話能力の向上を図るための日本語、日本における生活一般の知識、技能習得に関する知識及び外部専門家による入管法、労働関係法令、不正行為への対応方法に関する実習生の法的保護に必要な情報等の教育を行うとともに、以下の事項にも重点を置いて円滑かつ効果的な集合講習を実施した。

- a 技能実習制度の目的及び意義、実習生規則等の順守について指導した。
- b 技能実習についての目的意識を明確に植えつけ、自己の行動に対する責任感を十分に身に付けた実習生の育成に努めた。
- c 失踪は違法行為であること及び受入企業、派遣国政府等に多大な迷惑となることを十分に認識させる等失踪防止のための指導を強化した。
- d 安全衛生意識の高揚を図り、労働災害を防止するため労働安全衛生法に基づく特別教育（学科部分）を実施した。
- e 日本語能力、実習意欲等に問題があり、実習生として円滑・適正に技能実習生活を送り難いと判断され、受入企業へ配属する前に実習生を帰国させたケースは皆無であった。
- f 事前講習と入国後の集合講習の連携を強化し、さらに優れた実習生の育成に努めた。

シ 帰国生に対する技能実習修了証書の発行

平成24年度に3年間の技能実習を修了しベトナム、インドネシア、及びタイへ帰国する実習生1,059名（ベトナム145名、インドネシア750名及びタイ164名）に対し帰国時にその成果を称え、当機構及び公益財団法人国際研修協力機構から技能実習修了証書を発行・手交した。

また、日本ILO協会から引き継いだ国際人材育成事業の対象者77名に対しても同様に技能実習修了証書を発行・手交した。

ス 帰国生に対する就職支援

- (ア) 技能実習を修了した帰国生の就職状況を各国駐在員事務所と連携し、1、3、6か月ごとに追跡調査を行った。

(イ) ベトナム労働・傷病兵・社会省（以下「ベトナム労働省」という。）、インドネシア労働移住省及びタイ労働省に協力し、日系企業との集団面接会を実施し、帰国生の就職を支援した。

セ 図書が発刊

実習生派遣国の経済関係情報をはじめ、政治・文化等の情報についても現地駐在員事務所及び国内関係機関等を通じ情報収集に努め、小冊子を企業等に無償で提供した。

ソ 広報宣伝活動

当機構の目的、業務内容及び実績等を広く周知するとともに企業における国際化の促進の必要性を社会一般に対し認識させた。同時に技能実習制度について、広範に啓蒙することを目的として、積極的に日刊紙、雑誌及び業界紙等へのパブリシティ活動を展開し、マスメディアへの報道を図ることとし、受入事業の拡大、発展につなげた。

タ 広報誌の発行

広く一般への技能実習制度の啓蒙及び実習生の技能実習状況への理解を図り、もって国際相互理解の促進及び開発途上国への人材育成を通じた経済協力に資することを目的に、受入企業及び関係各所に「IM Japan News」108号から113号を配付した。

チ カレンダーの作成・配付

当機構と実習生、受入企業との関係をより強固なものとすることを目的に、2013年（平成25年）版のカレンダーを作成・配付した。

ツ 「人材育成セミナー」の開催

実習生派遣国の国情、生活習慣及び国民性等についての十分な知識と理解を深め、国際化に対応する人材育成及び国際相互理解の促進を図るために、各国大使館公使参事官等を講師に迎え「人材育成セミナー」を「アイムジャパンセミナー」として、平成24年11月に支局ごとに開催した。（7会場）

本セミナーは、ホームページをはじめ各種宣伝媒体を活用したことにより会

員・非会員を問わず大勢の皆様が参加し、各国の国情や文化、経済、国民性及び実習生指導にあたっての注意点など、幅広い内容について啓蒙を図った。

テ 寄附活動

貧困からベトナム労働省と当機構の技能実習プログラムの要件である高校卒業以上の学歴を有しない若者が同プログラムに参加できるよう、これらの若者に1年間の無償の事前訓練を実施し、同プログラムの受験資格を特別に付与するため、「開発途上国の人材育成基金」を設置のうえ、寄附の募集活動を実施し、趣旨に賛同いただいた多くの方々から総額1,582万円の寄附を受けたところである。

なお、次年度は当該寄付金により、ベトナム労働省と協力し、これらの若者に1年間の無償事前訓練を開始する予定である。

ト 技能実習制度20周年記念誌の発行について

平成25年度は外国人技能実習制度発足から20周年を迎えるとともに当機構が外国人技能実習生受入事業を開始して20周年となる節目の年度である。この機に併せて、記念誌を発行することとし、全国に点在する受入企業等の協力をいただき、出張取材等記念誌の作成の準備作業を逐次進めた。

(4) 技能実習生受入事業に関する無料職業紹介事業の実施

ア 技能実習生受入事業に関する無料職業紹介事業の実施

実習生の受入を行う監理団体は、法令上の要件の定めにより無料職業紹介の許可を受けることとされており、当機構は平成22年4月1日付で当該事業の許可を取得した。

これに基づいて、派遣国政府とともに、実習生候補者と受入企業との間の無料職業紹介事業を行って実習生の受け入れを実施した。

イ 技能実習職種のマッチングのための措置

当機構が行う無料職業紹介事業が的確かつ円滑に実施できるよう実習生の募集及び選抜の段階において、受入企業における事業内容とともに、技能実習職種ごとに作業現場、作業機械等の写真を添えて作業内容を説明する「技能実習

職種説明資料」を応募者に閲覧させ、その後に希望職種を申告させることによって、希望する技能実習が可能となるよう技能実習職種のマッチングに努めた。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(1) 情報資料の提供

「海外投資情報」を隔月発行し、派遣国の社会経済情勢、労働事情の情報を収集し、会員企業に情報提供し、海外進出を促した。

(2) 海外投資相談

海外進出を希望する企業等に対して支援することを目的に、会員企業及び非会員企業関係者からの相談を受け、駐在員事務所と連携をとりながら海外事情の情報を提供した。

3 開発途上国との青少年親善交流事業

国際的相互理解の促進を図ることを目的に、12月4日から12月14日までタイ高校生等21名を日本に招聘し、日本人家庭へのホームステイや日本の高校を訪問し、授業や部活動の参加を通じ、若者同士の国際交流を深めた。

以 上